

「不当労働行為はやったことがない」と居直る会社 謝罪を求め再申し入れ!

2月12日、本部は「申8号」(『申4号』の会社回答に関する申し入れ)を提出した。これは、2月6日中津川不当労働行為事件の最高裁判所決定に基づく申し入れの窓口折衝で、謝罪しないばかりか、「不当労働行為は行ったことはない」と居直る会社に対し、謝罪を求めて再度申し入れたものである(業務速報No.628参照)。申し入れ内容は以下の通り。

1. 最高裁判所決定により、中津川運輸区における管理者の言動、行為が不当労働行為にあると認定されたことに関する会社の見解を明らかにすること。
2. 最高裁判所の決定に基づき、JR東海労に対して謝罪する意思はないのか、あらためて明らかにすること。
3. 会社は「今までも不当労働行為は行っていない」さらに「不当労働行為は今後も行わない」と回答したが、現に最高裁判所で不当労働行為があったと認定されたのである。この回答は最高裁判所決定を蔑ろにするものである。会社の見解を明らかにすること。
4. 不当労働行為について謝罪しないことは、不法行為を繰り返すことである。JR東海労に対し謝罪することをあらためて申し入れる。
5. 回答は、2月22日までに行うこと。

謝罪は人間として当然! 会社は即刻謝罪せよ!

中津川不当労働行為事件の最高裁決定を
ないがしろにする会社を許さないぞ!